

1. 背景

- ・国際民間航空機関(ICA0)は各国に対し、滑走路安全行動計画の策定を推奨
 - ・羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会の中間取りまとめにおいて、滑走路安全行動計画の策定及び滑走路安全チームの設置を検討すべきとされ、これを踏まえ航空法第47条を改正
- ⇒これらを受け、滑走路誤進入・逸脱の防止のため、関係者の講ずべき措置や連携体制の整備に関する指針を策定

2. 滑走路関係者が果たすべき役割及び講ずべき措置等

(1) 航空安全当局

- ・必要な法令の整備と監査等を通じた実施状況の確認
- ・安全に関する情報の収集・共有 等

(3) 航空保安施設の設置者

- ・飛行場灯火の効果の確認及び変更等の必要性の検討
- ・航空保安施設の機能確保に必要な周辺環境の整備 等

(5) 航空運送事業者等

- ・運航乗務員に対する訓練の実施
- ・関係する手順の策定及び改善
- ・必要に応じ、誤進入・逸脱防止に資する支援装置の航空機への搭載 等

(7) その他共通で留意すべき事項

利用可能な技術の導入の検討、導入済みの技術の適切な活用

(2) 空港の設置者

- ・自空港における関係者の連携体制の整備における主体的な役割の実行
- ・RWSLの各空港の特性に応じた運用効果確認
- ・主要空港における車両への位置情報等送信機の装備 等

(4) 管制機関等

- ・業務処理手順の評価、見直し
- ・研修過程における滑走路誤進入・逸脱に係る教育・訓練
- ・パイロットとの意見交換等による共通認識醸成 等

(6) グランドハンドリング事業者

- ・滑走路誤進入・逸脱防止のための連携体制への参加・協力
- ・国や空港設置者が行う直接調査等への協力

3. 滑走路関係業務提供者の連携体制の整備

- ・主要空港(新千歳、成田、羽田、中部、大阪、関西、福岡及び那覇空港)においては、**滑走路安全チームを設置**
- ・主要空港以外の空港においては、滑走路安全チームの設置その他の方法により**関係者の連携体制を整備**
- ・航空安全当局は、各空港の滑走路安全チーム同士の情報交換の場を設置

4. 施行日

令和7年12月1日(ただし、2.(2)のうち位置情報等送信機に係る規定は令和8年3月30日まで適用しない。)